

広島県選挙管理委員会告示第二号

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する

規程の一部を改正する規程

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成五年広島県選挙管理委員会告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式その一から第二号様式その三までを次のように改める。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

印

広島県選挙管理委員会委員長 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	平成 年 月 日				
運転手の雇用	平成 年 月 日				
燃料代	平成 年 月 日				

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

4 この書類に係る連絡先及び連絡電話番号
(連絡先

連絡電話番号

)

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

平成 年 月 日

平成 年 月 日 執行広島県知事選挙

候補者氏名

㊞

広島県選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		契約枚数	作成契約金額	
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 この書類に係る連絡先及び連絡電話番号 (連絡先 連絡電話番号)

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)

候補者氏名

㊞

広島県選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				

備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 この書類に係る連絡先及び連絡電話番号 (連絡先 連絡電話番号)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

広島県選挙管理委員会委員長 様

平成 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)

候補者氏名

㊞

記

1 契約年月日 平成 年 月 日

氏名又は名称

2 契約の相手方の 住 所

代表者の氏名(法人)

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 _____

4 確認申請金額 _____円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から広島県選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、「選挙運動用自動車」の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額(a)」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- この申請書に係る連絡先及び連絡電話番号 _____

連絡先	連絡電話番号	
-----	--------	--

ピラ作成枚数確認申請書

次のピラ作成枚数につき，広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

広島県選挙管理委員会委員長 様

平成 年 月 日 執行広島県知事選挙

候補者氏名

印

記

1 契約年月日 平成 年 月 日

2 契約の相手方の { 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名(法人)

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)		枚
今 回 の 枚 数 (b)		枚
枚 数 計 (a) + (b)		枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は，ピラ作成業者ごとに別々に候補者から広島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は，ピラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数(a)」には，他のピラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 この申請書に係る連絡先及び連絡電話番号

連絡先	連絡電話番号	
-----	--------	--

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

広島県選挙管理委員会委員長 様

平成 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)

候補者氏名

㊞

記

1 契約年月日 平成 年 月 日

2 契約の相手方の
氏名又は名称
住 所
代表者の氏名(法人)

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)		枚
今 回 の 枚 数 (b)		枚
枚 数 計 (a)+(b)		枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から広島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数(a)」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 この申請書に係る連絡先及び連絡電話番号

連絡先	連絡電話番号	
-----	--------	--

第四号様式その一から第七号様式その三までを次のように改める。

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)

候補者氏名

記

㊞

運送等契約区分 〔 該当する方の番号に 〇をしてください。 〕	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約に よる場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
	運送事業者等の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあつてはそ の代表者の氏名		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
			円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が広島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、広島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) (1) 以外の場合 15,300 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送等契約区分」欄の 1) とそれ以外の契約 (「運送等契約区分」欄の 2) とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、広島県に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)

候補者氏名

印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名					
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考	
			円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票 (燃料の供給を受けた日付, 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字, 燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。) の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄, 「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が広島県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、広島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の適用を受けられるのは、候補者の指定した「選挙運動用自動車」に供給された燃料分についてです。

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)

候補者氏名

㊞

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が広島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、広島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、広島県に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日 執行広島県知事選挙

候補者氏名

㊞

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
作成枚数		枚
作成金額		円
備考		

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が広島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、広島県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 190,000 枚
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合
7 円 30 銭 (単価) × 確認された作成枚数 = 限度額
 - ロ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{365,000 \text{ 円} + 4 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \dots\dots 1 \text{ 銭未滿の端数は切上げ}$$
 単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行何選挙（何選挙区）

候補者氏名

㊞

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が広島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、広島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場が500以下の場合

$301,875 \text{ 円} + 510 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数} = \text{単価}$

(1円未満の端数は切上げ)

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場が500を超える場合

$301,875 \text{ 円} + 255,240 \text{ 円} + 26 \text{ 円} \times 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) = \text{単価}$

ポスター掲示場数

(1円未満の端数は切上げ)

単価×確認された作成枚数=限度額

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

平成 年 月 日
広島県知事 様

氏名又は名称

印

住 所

代表者の氏名（法人）

印

記

- 請求金額 _____ 円
- 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 平成 年 月 日執行何選挙（何選挙区）
- 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	金融機関コード	預金種目 総合・普通 貯蓄 当座 別	口 座 番 号
支 店 名	支店コード		
ふりがな			
口 座 名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、広島県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書と別紙請求内訳書は綴じ合わせてください。
- 「金融機関名、口座名及び口座番号」欄にゆうちょ銀行を記入する場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号を記載してください。
- 「預金種目」欄は、該当する種目を○で囲んでください。
- この請求に係る連絡先及び連絡電話番号 _____

連絡先	連絡電話番号	
-----	--------	--

(別紙) その1

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	借入金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
			円	
計			円	

その2

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
			円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
		円			
計		円		円	

備考

1 (ロ) の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額」欄には、(イ) の計欄又は (ロ) の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書 (ビラの作成)

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

平成 年 月 日
広島県知事 様

氏名又は名称

㊟

住 所

代表者の氏名 (法人)

印

記

- 1 請求金額 _____円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 平成 年 月 日執行広島県知事選挙
- 4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名, 口座名及び口座番号

金融機関名	金融機関コード	預金種目 総合・普通 貯蓄 当座 別	口座番号
支店名	支店コード		
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、広島県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 この請求書と別紙請求内訳書は綴じ合わせてください。
- 5 「金融機関名, 口座名及び口座番号」欄にゆうちょ銀行を記入する場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号を記載してください。
- 6 「預金種目」欄は、該当する種目を○で囲んでください。
- 7 この請求に係る連絡先及び連絡電話番号

連絡先	連絡電話番号
-----	--------

請求内訳書（ピラの作成）

作成金額		基準限度額		請求金額		備考			
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E) =(F)		単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H) =(I)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7円 30 銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$365,000 \text{ 円} + 4 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)$ …… 1 銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書 (ポスターの作成)

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

平成 年 月 日
広島県知事 様

氏名又は名称

印

住 所

代表者の氏名 (法人)

印

記

- 1 請求金額 _____円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 平成 年 月 日執行何選挙 (何選挙区)
- 4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名, 口座名及び口座番号

金融機関名	金融機関コード	口座番号
支店名	支店コード	
ふりがな	預金種目 総合・普通 貯蓄 当座 別	口座番号
口座名		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、広島県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書と別紙請求内訳書は綴じ合わせてください。
- 4 「金融機関名, 口座名及び口座番号」欄にゆうちょ銀行を記入する場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号を記載してください。
- 5 「預金種目」欄は、該当する種目を○で囲んでください。
- 6 この請求に係る連絡先及び連絡電話番号 _____

連絡先	連絡電話番号
-----	--------

請求内訳書 (ポスターの作成)

選挙区 における ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A)×(B) =(C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D)×(E) =(F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G)×(H) =(I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場が 500 以下の場合
301, 875 円+510 円 48 銭×ポスター掲示場数 …… 1 円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
 - (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場が 500 を超える場合
301, 875 円+255, 240 円+26 円 73 銭× (ポスター掲示場数-500) …… 1 円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
 - (3) (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 - (4) (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 - (5) (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規程は公布の日から施行する。